

江藤淳と「無条件降伏」論争

—日本の降伏形態をめぐる認識のズレに着目して—

多谷 洋平ⁱ

本稿では、1978年に起こった「無条件降伏」論争を取り上げ、第2次世界大戦での日本の降伏形態をめぐる文芸評論家・江藤淳らの議論を検討した。江藤は、第2次大戦での日本の降伏を「有条件降伏」と主張し、「無条件降伏」との認識を批判するとともに、GHQ占領期に展開された「戦後文学」を「徒花」とあると糾弾した。これに対し「戦後文学」を代表する文芸評論家・本多秋五が、日本の降伏は「無条件降伏」だったと訴え、占領下の「自由」を擁護したことで、論争へと発展した。江藤の主張については、一定の意義を認める知識人はいたものの、「感情」や「定義」「体験」および「主観的な想い」といった観点から、批判や疑問、留保が示されることとなった。つまり、「無条件降伏」論争では、日本の降伏が無条件降伏だったのか否かをめぐって、賛否両派で議論が白熱するような争点となることはなく、江藤の主張が明確な支持を得ることはなかった。その背景には、江藤とほかの論者との間の年齢差、世代の差、および戦後社会の変容があったと指摘できる。また、同論争では、無条件降伏という概念について、認識が一致しないまま議論が推移した。このような無条件降伏をめぐる認識の不一致は、今日においても続いていると考えられる。

キーワード：江藤淳、ポツダム宣言、有条件降伏、無条件降伏、占領期、戦後、言論空間、知識人

はじめに

本稿の目的は、1978（昭和53）年に行われた「無条件降伏」論争に着目し、文芸評論家・江藤淳による「無条件降伏」説への批判とそれに対する知識人の反応を読み解くことで、第2次世界大戦（以下、第2次大戦）での日本の降伏をめぐる、両者の間にいかなる認識のズレがあったのかを明らかにし、その背景を考察することである。

「無条件降伏」論争とは、1978年当時、毎日新聞（以下、『毎日』）で文芸時評を担当していた江藤淳が、

第2次大戦における日本の降伏を無条件降伏と捉えることに異議を唱え、連合国軍最高司令官総司令部（以下、GHQ）占領期に展開された「戦後文学」を「徒花」と批判したことに端を発する論争である。こうした江藤の主張に対して、「戦後文学」を代表する文芸評論家・本多秋五が反論したことで論争化し、様々な論者が見解を表明することとなった。

江藤は、第2次大戦での連合国に対する日本の降伏は、有条件降伏であったと主張し（以下、「有条件降伏」説）、日本政府によるポツダム宣言受諾を無条件降伏と捉える見解（以下、「無条件降伏」説）を批判した。

そもそも、第2次大戦における日本の降伏形態については、江藤以前にも「有条件降伏」説を唱えた

i 立命館大学大学院社会学研究科博士後期課程

知識人が存在する。例えば、評論家・福田恆存は、「当用憲法論」(1965年)で以下のように指摘している。

国民の多くはポツダム宣言を無条件降伏として受取らされた。が、これは全く事実と反するものであります。〔中略〕ここに明らかな事は、無条件降伏の要求とは日本帝国政府に対するものではなく、単に日本の軍隊に対するものであるといふ事です。〔中略〕いづれにせよ、ポツダム宣言は現行憲法の第一章天皇の諸条項は勿論、第二章の戦争抛棄などを必至ならしめる様な無条件降伏の示唆すら含んでをりません¹⁾。

福田はこの論文で、ポツダム宣言の条文を検討し、同宣言の受諾を「無条件降伏」と捉えることを「全く事実と反する」と批判している。「無条件降伏」説に異議を唱えた議論としては、福田の問題提起は最初期のものである。ただし、同論文の主眼は日本国憲法に対する批判であり、日本の降伏形態が争点化されたわけではなかった²⁾。

福田らによる問題提起はあったものの、1960年代にこうした議論が論争化することはなかった。第2次大戦における日本の降伏形態をめぐって本格的な論戦が展開されたのは、福田らの論文から13年後、本稿で検討する「無条件降伏」論争においてであった。

江藤らの「無条件降伏」論争での議論に関しては、これまでも検討がなされてきた。例えば加藤典洋は、「無条件降伏」という概念自体を俎上に載せて検討するとともに、江藤らの著作を読み解くことで、戦後の日米関係を考察している。また高澤秀次は、同論争やそれに続く占領期研究での江藤の主張について、文芸批評の観点から検討している。さらに西川長夫は、同論争での江藤の見解やそれに対する反論を取り上げ、「戦後」の諸価値の崩壊と変質を指摘している³⁾。

また、第2次大戦における日本の降伏過程、およびアメリカ政府内での無条件降伏要求の扱いに関し

ては、質量ともに豊富な研究が存在するが、五百旗頭真、鈴木多聞、藤田宏郎らの政治外交史研究が詳しい⁴⁾。

ただし「無条件降伏」論争に関しては、課題も残されている。江藤は同論争において、どのような観点から議論を展開したのか。また論争における江藤の主張は、当時の言論空間においてどのように受け止められたのか。特に江藤やほかの論者たちとの間の認識のズレについては、後述する磯田光一が、江藤の主張を踏まえた上で独自の見解を示しているものの、その背景を含めた検討はなされてこなかった。加えて、論争が起こった1970年代後半の社会状況についても、これまでの研究では十分考慮されてきたとは言い難い。本稿では、「無条件降伏」論争での江藤と本多の議論、および論争に対する知識人の反応をいくつか取り上げることで、こうした疑問について考えてみたい。

あらかじめ結論を示しておく、江藤による「無条件降伏」説への批判は、論争当時、必ずしも支持を得たとはいえなかった。構図としては、「有条件降伏」説対「無条件降伏」説というように、議論が拮抗・白熱するのではなく、江藤対その他の論者による論争であった。

つまり「無条件降伏」論争の時点において、日本の降伏は無条件だったのか否かは争点化しなかったのである。さらに言えば、ほかの論者は江藤の主張について、ときに問題提起の意義は認めつつも、江藤と議論の前提が一致しないまま、批判や留保を示していくこととなった。両者の間の認識のズレは解消されないまま、論争は終わったといつてよい。またその背景には、江藤とほかの論者との間の年齢差、世代の差、および戦後社会の変容があったと指摘できる。

なお、戦後日本の知識人に関する政治思想史研究では、丸山眞男をはじめとする革新派の知識人に加えて、近年は、福田恆存や小泉信三、高坂正堯など、革新側とは異なった立場から議論を展開した知識人にも注目が集まっている⁵⁾。また概説書でも、「保

守」や「現実主義」という角度からこうした知識人を扱うものが出版されるようになった⁶⁾。

本稿で取り上げる江藤淳も、戦後思想史の中では、1950年代後半から90年代にかけて活動した保守派論客の一人、という文脈で言及されることが多い⁷⁾。また江藤については、電子書籍版で『江藤淳全集』の刊行が開始されるなど、論じられる機会が再び増えつつある⁸⁾。

江藤がほかの保守系知識人と異なっていた部分として、GHQ 占領期への強い関心が挙げられる。

この点に関連して思想史学者・川久保剛は、戦後日本の保守系文学者の系譜を論じる中で、小林秀雄を「生き方としての保守」、福田恆存を「対抗としての保守」と表現した上で、江藤の立場を「革命としての保守」と指摘している⁹⁾。

川久保によれば、「小林・福田は〈歴史的・文化的共同体としての日本〉を所与のものとして、進歩派に対峙した」のに対し、江藤が直面したのは「進歩的価値観が戦後日本人の生の条件となり、無意識の前提」となった「逆説的な戦後日本の時空間」であった。このような戦後の状況にあって江藤は、「生きられている戦後の現実を覆し、過去を取り戻すことで、時間の連続性を回復すること」を自身の役割とした。こうして「江藤が向かったのは戦後日本の原点であるアメリカの占領統治」の研究であったという¹⁰⁾。

もちろん、以下でも論じていくように、しばしば思い入れが先行する江藤の研究に対して、今日の占領期メディア史研究の立場からは、一定の意義づけはされつつも、その手法や問題設定の仕方、導いた結論について、「限界」や「疑問」が呈されている¹¹⁾。また江藤の担当編集者だった斎藤禎によれば、江藤が占領期研究を続けていた当時も、江藤の主張は、その過激さから政治的立場の左右を問わず「憫笑と無視」の対象になったという¹²⁾。

江藤については、これまでも評伝や文芸評論の形で様々な論じられてきたが¹³⁾、そもそも江藤自身は、いかなる理由から占領期研究を進めることになった

のか。また、江藤の占領期をめぐる主張は、戦後日本の言論空間でどのような反応を起し、それはいかに変化していったのか。言い換えれば、GHQ 占領期を主題とした江藤の言説は、戦後日本の言論空間でいかなる意味を持つのか。こうした論点については、いまだ十分に論じられてきたとは言い難い。つまり江藤の議論を軸に、占領期評価をめぐる言説を検討することで、新たな角度から戦後思想史を描くことが可能となるのではないだろうか。

本稿では、このような問題意識に基づき、江藤が占領期研究に注力するきっかけとなった「無条件降伏」論争を取り上げる。以下の行論では、1で江藤が「無条件降伏」説を批判するに至る経緯を検討する。2では「無条件降伏」論争の発端となった江藤の「戦後」批判を取り上げる。3では江藤と本多秋五の無条件降伏をめぐる議論を検討する。4で論争をめぐる知識人の反応について考察したい。その上で最後に論争の意味を考えることとする。

1. 対談企画「もう一つの戦後史」と 江藤淳の「転向」

江藤は、月刊誌『現代』1977（昭和52）年1月～12月号において、戦前から占領期にかけて政府や軍部の中枢にいた人物らと対談し、その内容を「もう一つの戦後史」と題して連載した。この連載は、翌年に講談社から同じ題名で刊行され、江藤が占領期研究に注力するきっかけとなった。

もともと江藤は、約2年のアメリカ留学から1964年8月に帰国して以降は、『アメリカと私』（1965年）、『アメリカ再訪』（1972年）などのアメリカ社会や日米関係を扱った評論を発表する一方、『漱石とその時代』第1部・第2部（1970年）、『一族再会』（1973年）、『海は甦える』第1部・第2部（1976年）などの幕末・明治期を舞台とした作品群を執筆していた。

こうして江藤は、明治期について集中的に調べていく中で、巷に流布する「戦後史」の捉え方に次第に疑問を感じるようになったとして、以下のように

述べている。

なぜ「戦後史」は、「敗戦史」であってはいけないか？ そしてそれが敗戦史であれば、この歴史は、獲得したものの歴史というよりはむしろ喪失の歴史であり、建設の歴史というよりはむしろ崩壊の歴史としてとらえたほうが、一層正確な実像をあらわすのではないだろうか。

このような歴史のとらえ方を、私は明治の歴史を渉猟しているうちに、いつしか身につけるようになった¹⁴⁾。

さらに江藤は「明治の歴史とは、言葉を換えていえば江戸期の世界像の崩壊の歴史」であり、「戦後の歴史とは、とりもなおさず明治憲法下の世界像の崩壊の歴史」であると指摘する。つまり、「日本近代史全体が、喪失と崩壊の歴史以外のなにものでもない」と考える江藤は、「いったいどのような力が、かつて日本であったところのものを突き崩し、打ち壊して行ったのか」を探ることで、「今日の物質的日本にひろがっているおそるべき空虚さの淵源」を見出そうとするのである¹⁵⁾。

そもそも江藤は、エッセイ「戦後と私」(1966年)の中で、夭折した母親と幼少期に住んだ東京・大久保百人町を、敗戦後しばらくして訪問した際、昔と「土地柄が一変し、ある品格をそなえていた住宅地が猥雑な盛り場の延長に変わり果てていた」ことに衝撃を受け、「私がほかになにを得たとしても、自分にとってもっとも大切なもののイメージが碎け散ったと思われる以上、『戦後』は喪失の時代としか思われなかった」と嘆いていた。亡母との思い出の詰まったかつての居住地でさえ、変わり果てた姿となった「戦後」は、江藤にとってまさに「喪失の時代」であった¹⁶⁾。

つまり「もう一つの戦後史」は、「戦後」を「民主化の歴史」のように肯定的に捉えることへの江藤の元来の違和感に端を発しており、「喪失の歴史」「崩壊の歴史」として戦後史を再考しようという江藤の

問題意識が結実した企画であったといえる。

「もう一つの戦後史」において、本稿の観点から特に重要な対談は、6月号掲載の林修三(元法制局長官)の回である。対談で江藤は、無条件降伏の法的解釈について林に訊ねている。

江藤が目するの「デベラチオ (Debellatio)」という概念である。「デベラチオ」とは、「交戦国が軍事的に全面敗北し、その領土をまったく支配していない事実上の状態」を指す。すなわち「統治機構が機能せず、政府および軍隊の残りの部分が国外には存在せず」、いわば亡命政府が国外に存在しないなど、「他国もその国に対して戦闘を継続しない。根本的に国家が消滅している」状態のことである¹⁷⁾。

江藤は「デベラチオ」を「トータル・サレンダー」と表現し、第2次大戦でのドイツは「完全なデベラチオ状態」だったとする一方、日本場合は「無条件降伏をしたからデベラチオだ」という考え方と、日本は「ポツダム宣言に列挙された条件を受諾した」「コンディショナル・サレンダー」であり、「日本軍は無条件降伏をしたけれども、日本の主権が根こそぎに剥奪されたわけではない」(傍点原文)という2説があるとして、林に見解を求めた¹⁸⁾。

これに対して林は「無条件降伏、とはなんだということになります、ポツダム宣言を受諾して降伏したんですからね。そういう意味では、あの内容が日本政府の降伏条件ですから、無条件ではないと思います。いわゆる軍事行動は無条件ですが、あとのことは、日本国の問題はポツダム宣言に書いてあること以上には出ないはずだと、われわれはそう思っておりました」と応じ、日本の「無条件降伏」説を否定している¹⁹⁾。

なお江藤は、前回5月号掲載の曾禰益(元終連政治部長)との対談の原文記事では冒頭解説で以下のように記している。

いかにも日本は無条件降伏をしたが、だからといってなにかも占領当局のいいなりになる必要はない。新しいパワー・ゲームは、無条件、

のなかからいかにして「条件」を回復するかというゲームでなければならず、そのためには日本政府は、瞬時たりとも占領当局との接触が異質な他者との接触であることを忘れてはならない。（傍点引用者）²⁰⁾

すでに加藤典洋などが指摘している通り、江藤は曾禰との対談時点では、「日本は無条件降伏をした」とする「無条件降伏」論者であったといえ、林修三との対談に際して予習する中で「有条件降伏」論者に「転向」し、林から「無条件〔降伏（引用者）〕ではない」という見解を引き出したと考えてよい²¹⁾。

実際、江藤はこれ以前にも日本の「無条件降伏」に言及している。例えば「安保闘争と知識人」（1965年）では以下のように述べている。

この努力〔アメリカからの自主性の回復（引用者）〕の背景には、それより十五年前の一九四五年八月に、日本が連合国に対して無条件降伏したという大前提がある。この「無条件」のなかから次第に「条件」を回復し、そうするにあたって経済の復興を主とし防衛を従とするというのが、おそらく戦後の保守党政府がかかげた基本的な国策であった。（傍点引用者）²²⁾

江藤は書籍版『もう一つの戦後史』のあとがきで、「いくつかの基本的な点」で「戦後史についての通説が誤っていること」を知ったとして、無条件降伏をめぐる議論に関しては、「無条件降伏したのは日本陸海軍であって日本国ではなく、日本はポツダム宣言に明示された七つの条件を受諾して降伏したのだということ。しかもこのポツダム宣言は、日本の受諾によって国際法上の協定の性格を得、日本のみならず連合国をも拘束するものとなったこと」（傍点原文）を挙げ、「これらの点は、ジャーナリズムを通じて広く周知徹底させられねばならぬのみならず、中学や高校の教科書に記載されて、繰り返し教えられなければならない」と強調している²³⁾。

つまり日本の無条件降伏は、それまで江藤自身も「大前提」として自明視していたことが分かる。そうした「通説」が誤っているにもかかわらず、自分も含めて戦後社会に浸透していること自体が、「戦後史」を「敗戦史」として捉え、新たな歴史観を構築しようとしていた江藤にとっては、克服すべき課題であった。

以上の経緯から、「もう一つの戦後史」での対談を通じて、日本の降伏形態に関して、「無条件降伏」論者から「有条件降伏」論者へと「転向」した江藤は、戦後社会で「通説」となっている「日本が連合国に対して無条件降伏したという大前提」に対して批判を展開していくこととなる。

2. 文芸時評における江藤淳の「戦後」批判 「戦後文学」と「無条件降伏」

江藤は、1969（昭和44）年12月～1978年11月にかけての約9年間、『毎日』夕刊で毎月末に掲載の文芸時評を担当していた。江藤の時評の特徴は、文芸誌掲載の小説やエッセイを単に解説・批評するのではなく、しばしばその時々自身の関心や動静と絡めて作品を論じる点である。そのため無条件降伏をめぐる点でも、江藤は文芸時評の中で批判を展開していく。

江藤が時評で無条件降伏に直接言及するのは、「戦後の文学は破産の危機」との見出しで、1978年1月24日夕刊に掲載された「文芸時評2月《上》」が最初である。

同時評で江藤は、当時刊行中の全集『現代の文学』から、別巻『戦後文学史』が近く出版されることを「まことに意味の深いめぐり合わせ」とし、「なぜなら「戦後、はいまやいたるところで破産を露呈しはじめ、文学、という戦後現象ももとよりその例外ではない」と指摘する。さらに「もっぱら戦後現象の一つとして存在して来た」「文学そのもの」が「いまや破産に逢着して」おり、「そうとでも考えなければ、昨今の小説や批評の気の抜けたビールのような味気

なさは、到底説明」できないとした上で、「戦後、を食物にして商売をし、そのことによって生き延びて来た」として、「戦後の文学現象」、当時の日本社会党と日本共産党、さらに「日本のジャーナリズム」へと批判の矛先を拡大する²⁴⁾。

続けて江藤は、文芸評論家・平野謙が書いた『現代日本文学史 (現代日本文学全集別巻)』(1959年)における「占領下の文学」をめぐる記述を引用して、そこに「重大な事実の誤認」があるとして、「もし日本が『ポツダム宣言の規定』によって降伏したのなら、この降伏は決して『無条件』ではあり得ない」と指摘し、以下のように主張する²⁵⁾。

戦後を食物にするとは、とりも直さず、連合国が明示した条件による降伏を「無条件降伏」と置き換え、内務省の検閲のかわりに占領軍当局の「より巧妙」な検閲の存在した時代を絶対化し、日本人がようやく自由を得た時代を「逆コース」呼ばわりするような論法にとぐろを巻き、そこから一歩も出ようとせず、周囲の状況の変化をつねに否定して能事足れりとする精神の怠惰をいうのである。その帰結が、今日の文学の水位低下に歴然とあらわれている。(傍点原文)²⁶⁾

つまり江藤は、ポツダム宣言に明示された「条件による降伏を『無条件降伏』と置き換え」、戦前期よりも巧妙な「検閲の存在した」GHQ占領期を「絶対化」する一方、主権回復後の「自由を得た時代」を「逆コース」と批判的する「精神の怠惰」は、「戦後を食物にする」行為であり、「今日の文学の水位低下」は、その例証であると批判するのである。

こうした江藤による当時の日本文学に対する批判には前段階がある。江藤はこれ以前にも同時評内で、当時の文学の水準が低下傾向にあると指摘しており、そうした状況に危機感を露わにしている。

例えば1975年3月の時評では、「作家の言語に、興行きを感じさせる構造がなくなり始めて、小説の

世界が雑誌のページにベタリと貼りついているように感じられる」として、作家たちの綴る言葉から「興行き」が感じられなくなってきたと嘆き²⁷⁾、同年11月の時評では「今日の文学が、一般社会に対してどのような自己規定を行い、今日の作家がどのような言葉で書こうとしているのか、という根本問題に通じる問い」として以下のように指摘している。

この徴候は、すでに数年前から、歴然と顕われつつあるともいえる。つまり、小説という文学現象が、奇妙なかたちに解体し、拡散しかけている。そして、この眼に見えぬ遠心力に拮抗しようとする求心力も、また奇妙に噛み合わぬまま、いびつな自閉的世界を形成する惰性的な力としてしか役立っていないのである。(傍点原文)²⁸⁾

すなわち江藤は、文芸時評を担当する中で、当時の日本社会にあって「小説という文学現象」が「解体」と「拡散」の危機に直面していると感じていた。これは言い方を換えれば、作家たちが「一般社会」に対して、「作家」という自身の存在意義をどのように「自己規定」し、どのような「言葉」で社会に訴えかけようとしているのか、という文学の社会的意義をめぐる「根本問題」を改めて考え直さなければならぬ事態に、当時の日本文学が陥っているのではないかという、長年、同時代の文学に伴走してきた文芸評論家・江藤淳による危惧の表れであった。

ここで江藤が指摘する「小説という文学現象」の「解体」と「拡散」は、文芸批評史の観点から1970年代を考えるとより理解しやすいと思われる。メディア史研究者・大澤聡は、「一九七〇年代半ば以降に相当する批評史は途端に成立が困難になる。史的叙述の定番もまったく存在しない」として、この時代を「文芸批評が批評の全体性を代表しえぬ時代」と表現している²⁹⁾。

つまり江藤は時評の執筆を通じて、こうした「文芸批評が批評の全体性を代表しえぬ時代」の到来を、

当時いち早く察知していたといえるだろう。江藤の場合はそうした文学に対する現状認識が、「戦後」批判と接続されて展開していくことになったのである。

江藤は他誌でも「戦後文学」について、書籍版『もう一つの戦後史』で西村熊雄（元外務省条約局長）が占領期を「あの六年間の苦しみ」と表現したことに関連させ、以下のように批判している。

いわゆる「戦後文学」とは、この「苦しみ」の時代に咲き誇った徒花に過ぎず、〔中略〕文学史家の錯覚も現在の文学の衰弱も、結局この「苦しみ」を共にできず、それを「自由」と看做した思い上がった虚妄に由来している〔以下略〕³⁰⁾

ここで改めて江藤の「戦後」批判の対象が、2点に分かれていることを確認しておきたい。

第一の批判対象は、江藤が文芸時評において批判を開始したことから分かるように、占領期に展開された狭義の意味での「戦後文学」（戦後派文学）³¹⁾である。

つまり「占領軍当局の『より巧妙』な検閲の存在した時代」である占領期を「『自由』と看做した」「戦後文学」は「徒花」であり、そうした「戦後現象の一つ」としての「文学そのもの」が、いまや「破産に逢着して」いるという批判である。

こうした第一の批判は、直接には「戦後文学」の担い手であった文学者たちの社会認識に対する批判であるといえ、その延長線上には当時の日本文学の水準に対する江藤の危機感があった。

江藤の「戦後文学」およびその後の日本文学に対するこうした問題意識は、「戦後の文学＝表現空間を規定する条件である占領期の検閲」に関する問題系として展開していく。つまり江藤は、このうち「文学が文学たることを規定している言語の政治的・社会的基盤を批判的に見出そうという計画」に取り組み、『閉された言語空間』（1989年）に終着する「検閲と文学」に関する一連の作品を発表することとなる³²⁾。

第二の批判対象は、第2次大戦での日本の降伏形態を「無条件降伏」と見なす戦後の社会認識そのものである。

江藤は、ポツダム宣言を受諾し「無条件降伏」したのは、「全日本国軍隊」であって「日本国」ではないとし、かつ同宣言は「日本のみならず連合国をも拘束する」「一種の『国際協定』」であるという認識こそ、「戦後、の出发点」とするべきだったと唱える³³⁾。

このように江藤は、あくまで国家と国家の「関係」から、日本の降伏形態を考える。つまり江藤は、ポツダム宣言を「日本のみならず連合国をも拘束する双務的な協定」と捉え、日本は「占領中といえどもこの協定の相手方に対して、降伏条件の実行を求め権利を留保し得ていた」以上、「無条件降伏」説は「謬説」であると主張するのである³⁴⁾。

第二の批判は、端的にいえば日本は無条件降伏したのだという「戦後史についての通説」への批判であり、「戦後文学」を含めて、政党やジャーナリズムなど、戦後社会の広範囲の人々の認識自体が批判の対象となっている。「無条件降伏」論争が当時「戦後論争」とも呼ばれたのは、「敗戦から占領に至る時期を「歴史、として見ようという時期に、今はきているのではないか」という「戦後史の原点にかかわる問題」として江藤の主張が捉えられたためである³⁵⁾。

論争のその後の推移を見ても分かるように、江藤が当時、より問題視していたのは、この第二の批判であったと考えてよい。立場を「転向」する以前の江藤自身が、「日本が連合国に対して無条件降伏したという大前提」と書いていたことから分かるように、「戦後文学」という具体的対象への批判と比べて、ここでは戦後社会に浸透している「通説」に対する批判という、より高次の問題提起が行われている³⁶⁾。

以上の2つの論点について江藤は、「戦後、はいまやいたるところで破産を露呈しはじめ」と批判するのである。

3. 本多秋五の反論と論争化

(1) 本多秋五「無条件降伏」の意味

こうした江藤の主張に対して、文芸評論家・本多秋五が反論を行ったことで、無条件降伏をめぐる議論は論争の様相を呈していく。

本多は、敗戦直後に平野謙らと同人誌『近代文学』を立ち上げた「戦後文学」を代表する文芸評論家である。本多は、江藤が文芸時評で「日本の『無条件降伏』について平野が書いた文章を難詰したこと」を、「見流し聞き流しにすることによって、それらが暗黙に承認されたことになるのはよくない」と考え、反論を公表した³⁷⁾。

本多が問題にするのは、もっぱらポツダム宣言の「受諾」の仕方である。本多は「われわれが、日本は『ポツダム宣言』を受諾して『無条件降伏』したという場合、日本は『ポツダム宣言』を受諾するに際して、最少限の希望条件さえまともにとり上げてもらえず、どんな希望条件について折衝する余地もなかったという厳然たる事実をさしている」と主張する³⁸⁾。

さらに戦争末期のアメリカ政府高官の発言記録を挙げ、「『ポツダム宣言』の無条件受諾を〔アメリカ政府が(引用者)〕当然のことと予想するところに、『日本国の無条件降伏』の思想の底流が、歴々と看取されるのである」と指摘し、「それを突きつけられた側にとって、その内容について一語を挟むこともゆるされない『申出』や『勧告』や『協約』——これはただの代物ではない」として³⁹⁾、以下のように述べている。

[中略] 全「条件」についてひとことも文句はいわせない。受諾は完全に「無条件」でなければならないとされる。これが日本の直面した「ポツダム宣言」受諾劇であった。

日本人の常識は、これをさして「日本は無条件降伏した」といい、「ポツダム宣言を受諾して

無条件降伏した」という⁴⁰⁾。

つまり本多は、ポツダム宣言の「受諾」に関して「その内容について一語を挟むこともゆるされ」ず、「受諾は完全に『無条件』でなければならないとされ」た以上、「日本は無条件降伏した」と考えるのである。ここで本多がいう「無条件降伏」とは、「無条件受諾」のことを指しているといえるだろう。あくまで受け手である日本側が、発信者である連合国に対して、ポツダム宣言の無条件受諾を強いられた以上、日本国は無条件降伏をしたという理解の仕方である。

本多のように「受諾」の仕方を重視する立場からすれば、たとえ江藤が言うようにポツダム宣言に条件が明示されており、同宣言が「日本のみならず連合国をも拘束する」「一種の『国際協定』」であったとしても、「その内容について一語を挟むこともゆるされない『申出』や『勧告』や『協約』」として、日本が無条件受諾させられたのなら、それは日本国の無条件降伏を指すことにほかならないのである⁴¹⁾。

(2) 江藤淳の再反論

本多のこうした反論に対して、江藤は『毎日』の文芸時評で再反論した。日本は無条件降伏したのだという主張に対し、江藤が再度強調する点は、国家と国家の「関係」である。

江藤は、「日本がポツダム宣言を受諾して『無条件降伏』したというのは、明らかな謬説である」と改めて指摘し、「〔中略〕この宣言を受諾したとき、日本はそこに明示された諸条件の下に、主権を維持しつついわば約束ずくの降伏をしたのである」と主張する⁴²⁾。

さらに江藤は、本多が反論で抽象的な用語を使っている点を挙げ、「もし国家間の出来事に『思想』や『精神』があるとすれば、それは必ず『方式』や『文書』に『事実』として歴然と反映されていなければならない」として、「ポツダム宣言に『無条件降伏』の『精神』が底流している」とすれば、その瞬間に日

本のソ連に対する請求権は成立しなくなる」と指摘する。つまり、現状の「北方領土占拠」は「領土不拡張を謳ったカイロ宣言の条項を承継するポツダム宣言第八項に違反して」おり、ソ連が「今日でも依然としてポツダム宣言に拘束されている」として、「非力な日本は、〔中略〕ポカンと口を開いて平身低頭していればよいというのであろうか?」と批判するのである⁴³⁾。

要するに江藤は、ポツダム宣言の受諾に際して日本は、「明示された諸条件の下に、主権を維持しつついわば約束ずくの降伏をした」として、本多のような無条件受諾としての無条件降伏という捉え方を退ける。加えて江藤は、当時の日ソ間の外交問題を挙げ、ソ連は「今日でも依然としてポツダム宣言に拘束されている」のであり、「日本のソ連に対する請求権」および「北方領土占拠」に関する日本側の主張はそうした認識に基づいていると訴える⁴⁴⁾。

江藤は他紙でも「ポツダム宣言」は「今日の国際関係の現実脈々と生きつづけている」と指摘しており⁴⁵⁾、あくまで国家と国家の「関係」という観点から、「諸条件」を明示した「方式」や「文書」として「ポツダム宣言」を捉えていることが分かる。

このあと江藤と本多の応酬は『毎日』紙面で続き、論争を解説する記事まで登場する事態となった。ただし、江藤が「占領軍による国家主権の制限」（「再び本多秋五氏へ」）を挙げ、占領下の「自由」を否定するのに対して、本多は「戦時下には、言論の自由も出版の自由も結社の自由も極度に抑圧されていた。それが戦後になってはじめて回復された。それは万人周知の、明々白々たる事実である」（「再び江藤淳氏へ」）と応酬し、議論は平行線をたどった⁴⁶⁾。

(3) 江藤と本多の相違点 「関係」と「感情」

なお江藤と本多は、当時『朝日ジャーナル』のインタビューに答えている。重要なことは、江藤が国家と国家の「関係」を重視する立場から、本多が「感情」を重視する立場から、それぞれの見解を述べていることである。ここで改めて両者の認識のズレが

明瞭となるので確認しておきたい。

江藤があくまで問題とするのは、国家と国家の「関係」である。江藤にとって重要な点は、戦時下・占領下を生きた人々が、当時どのように感じていたかという「感情」の問題ではなく、当時の国際社会における日本の主権のあり方という「関係」の問題である⁴⁷⁾。江藤はインタビューで以下のように語っている。

私の議論に対する異論や反論として、解放感という実感から、占領下に抑圧はなかった、といわれる方があります。しかし私は、正確に言えば、それは死からの解放だったと思うのです。〔中略〕しかし、死からの解放感とは、生物学的な解放感であって、政治的・市民的自由の存否とは、直接には結びつかない。死から解放されたとき、国家主権がどうなっていたか。それが私が提起しようとした問題なのです⁴⁸⁾。

さらに江藤は、「ほっとしたのと、がっかりしたのとが一緒になった負けたという気持ち、それが無条件降伏だというのは、大間違いだと思う。なぜなら国際関係においては、条約・協定等々の文言に規定されていることが、とりもなおさず実質だからです」と述べ、「大日本帝国が負けたのは負かしたものがいたからです。それが国際的ダイナミックスの感覚ですよ」と、あくまで国家と国家の「関係」から日本の降伏形態を考えていることが分かる⁴⁹⁾。

かつて江藤自身が、「もしこれまでの私の仕事に何かの意味があるとすれば、それは文芸批評に『他者』という概念を導入しようとしたことだろうと思う」と語っていたように、文芸評論に「他者」概念を取り入れ、門弟らが築いた夏目漱石を神格化した「神話」を、江藤が批評的に解体したことは、文学史上の定説となっている⁵⁰⁾。

本稿の観点から重要なことは、江藤において「他者」との「関係」という視点が、個人だけではなく、国際社会における国家についても当てはまることで

ある。国家と国家の「関係」について、江藤は別の対談で以下のように述べている。

日本は地球の外の実験室で社会の近代化を開始したわけではない。強力な欧米の外圧のもとで、しかも日本の独立を保つために文明開化に踏み切らざるを得なかったという事情がある。〔中略〕この関係は一方的ではなくて相互・相対的な関係です。これは戦後も同じです。外圧とが実際の国際情勢の推移、そういうものが日本人の中に及ぼしている圧力というものを考えに入れなければ何ごとともよくわからない⁵¹⁾。

一方で本多が語るのは、あくまで敗戦後に自身が抱いた「感情」についてである。つまり本多の焦点は、江藤とは対照的に当時の国内の状況に向けられている。例えば本多は、敗戦を知ったときのことを以下のように述べている。

〔玉音放送は聞けなかったが(引用者)〕そのうちに「どうも負けたいらしい」ってことになった。〔中略〕それにしても、そのときの気持ちは、つかみ切れないような感情ですね。喜びであるとか、解放であるとか、一口に割り切っていえないんです。後で平林たい子さんが『敗戦日誌』だかの中に、緊張の強かりしたためか、急には自由を感じられない、という言葉がありましたけど、あ、それだって感じてしたよ⁵²⁾。

さらに占領期の検閲に関して本多は、原民喜の小説『夏の花』を『近代文学』に掲載できなかった経緯を、「これ〔『夏の花』(引用者)〕はとてもいいから、雑誌『近代文学』にとでも載せたかった。『しかし、原爆のことを書いてるから、どうも危ない。GHQの意向を打診してみよう』ということで聞いたら、やっぱりだめだった」とした上で、「〔中略〕治安維持法も撤廃されたし、とにかくあそこで言論の自由が初めて確立されたんですから、非常にプラスですよ」

と述べている⁵³⁾。

本多からすれば、「原爆のこと」など「GHQの意向」で掲載できない作品があったとしても、「治安維持法も撤廃された」占領期は、「言論の自由が初めて確立された」として「プラス」に捉えるべき時代であった。

以上見てきたように、江藤は、国家と国家の「関係」から日本の降伏形態を捉え、「無条件降伏」説を批判する。一方の本多は、自身の体験に根ざす「感情」から戦時下・占領下を語り、日本の「無条件降伏」と占領下の「自由」を指摘するのである。

4. 論争に対する反応

(1) シンポジウム「終戦を問い直す」

「定義」の問題

それでは、こうした江藤と本多の応酬に対して、当時の知識人はどのように反応したのだろうか。

1978(昭和53)年9月、論争の只中にあった江藤は、長らく絶版だった外交資料集『終戦史録』の復刊を記念したシンポジウム「終戦を問い直す」に参加した。『終戦史録』は、日本が第2次大戦で終戦に至る前後の記録や証言を収めた外務省編纂の資料集であり、江藤らの尽力により、全6巻の形で復刊していた⁵⁴⁾。

このシンポジウムには、復刊に際して解説を執筆した江藤のほか、政治外交史の専門家が参加し、江藤が問題提起を行う形で、無条件降伏をめぐる意見が交わされた。専門家らが終始問題としたのは、無条件降伏という概念の定義の困難さについてである。

シンポジウムで江藤は、戦争末期の米國務省が「ポツダム宣言が降伏条件を提示した文書であり、その意味で日本のみならず連合国側をも拘束する協定の性格を持っているという結論に到達」していたと指摘し、自分も同意見だとして日本の「無条件降伏」説を退けている⁵⁵⁾。

これに対して外交史家・細谷千博は、「少なくとも

降伏する側の条件意思が相手側に伝わって、それで降伏するといったものが有条件と言ってもいいんじゃないかと思うんです」とし、「ポツダム宣言の場合は連合国側が日本に無条件降伏を迫った意思表示で、日本が無条件降伏をすればかくかくの基本方針でのぞみますよという一方的な声明といえるのではないのでしょうか」と述べ⁵⁶⁾、以下のように指摘する。

[中略] ポツダム宣言が出て、連合国の方針というものが明らかになったとき、御前会議を開き、ここで天皇制護持の一点だけははっきりした約束を勝者側からとりつける、いわばそのような有条件降伏を決め、連合国に通告するが、これについて明確な保証をもった回答はえられず、[中略]天皇制についての明確な約束を取りつけないままやむなく降伏への意思を最終的に決めたのではなかったですか。このような歴史的な経過を見てみますと、やはりポツダム宣言受諾は無条件降伏という範疇に入る降伏の仕方じゃないかと、こういうふう思うわけです⁵⁷⁾。

つまり細谷は、「天皇制護持」という条件についての「明確な約束を取りつけないまま」降伏した以上、「ポツダム宣言受諾は無条件降伏という範疇に入る」として、無条件受諾の意味で無条件降伏という概念を捉えていることが分かる。さらに細谷は、「われわれが通常国際政治で使っているターミノロジーではやはり無条件降伏という方に入るんじゃないか」とし、「この問題は結局、無条件降伏という定義をどうとるかということにかんにかかってくるのではないのでしょうか」と「定義」の問題を指摘する⁵⁸⁾。

「定義」の問題に関しては、国際政治学者・高坂正堯も、「無条件降伏ではないという議論はポツダム宣言の受諾を容易にするために使われた内向きの議論であった」と指摘した上で、「元来、無条件降伏というものが定義し難いものであること」を挙げ、無条件降伏という概念の捉えがたさを指摘している。さらに高坂は、「無条件降伏という概念は奇妙なもの

と述べ、「文字通り、敗者は勝者のあらゆる要求に従うということは、まずありえないでしょう。〔中略〕無条件降伏とは何かを正確に言えと言われても、言えないようなものではないでしょうか」として、無条件降伏について終始定義が困難な点を指摘するのに留めている⁵⁹⁾。

以上の検討から明らかなことは、江藤の主張が、「無条件降伏」の「定義」という観点から、シンポジウムで明確な支持を得られなかったことである。あくまで国家と国家の「関係」からポツダム宣言の条文を重視し、「無条件降伏」説を批判する江藤と、同概念の「定義」の困難さを指摘する細谷らとでは、無条件降伏とは何かという議論の前提が一致せず、意見が噛み合わなかったといえる。

(2) 対談「文学の戦後」「体験」と「資料」

他方で、戦時下・占領下を実際に生きてきた文学者たちは、江藤の主張をどのように受け止めたのだろうか。詩人の鮎川信夫と吉本隆明は、1979（昭和54）年の対談「文学の戦後」の中で、自身らの「体験」から江藤の主張について違和感を述べている。ここで重要なことは、両者が自身らの「体験」に基づいて議論しており、国家と国家の「関係」を問う江藤の主張が、「資料」偏重として退けられていることである。

まず鮎川は、「〔当時の日本人には（引用者）〕そもそも降伏という観念もないのに、無条件降伏という観念があるはずがない。だから、本当はポツダム宣言受諾による条件降伏だ、って江藤さんがいったって、日本人自身に条件降伏なんて観念はありゃしない」と指摘し、「〔中略〕敗戦を解放と幻想したのはとんでもない間抜けで、そいつらの文学は全部徒花だったといったとしても、日本人にはそういう観念がないのがあたりまえだった」と江藤の批判に疑問を呈している⁶⁰⁾。

また占領期の「自由」をめぐる吉本は、敗戦直後の雰囲気や「二、三種類の服装しか可能でない」という状態から、それが解けたということ一つ考えて

みても、文学の表現自体を考えたら、確実に言論の自由も行動の自由も戦争中よりもありましたよね」と述べ、江藤の主張を「少しも多数を反映しているわけでもないし、一般的に通用する概念でもない」と批判する⁶¹⁾。

両者は、江藤の主張があくまで「資料」に基づく点を問題視する。鮎川は「体験主義」の限界に言及しつつ、「資料だけをつなぎ合わせていくというもの、少なくとも文学的じゃない」とし、「資料だけで振り返るとするのはやっぱり無理だ」と指摘する。吉本も、江藤は「あまりに資料万能主義で行き過ぎた」とし、「資料を提供し得る、あるいは資料についてコメントし得る範囲の人たちの意見で、あまりに戦後のイメージをつくり過ぎている」と「資料」や元政府高官らの証言に基づく考察の限界を指摘する⁶²⁾。

なお鮎川は、自身の「体験」に基づいて占領期の様子を以下のように指摘し、無条件降伏をめぐる当時の日本人や連合国の認識を率直に述べている。

〔日本の敗戦を無条件降伏だと（引用者）錯覚したというんだったら、連合軍だって錯覚したといえるよ。〔中略〕あのころの英字新聞見ればわかるけれども、「アンコンディショナル・サレンダー」という言葉は、やたら出てくる言葉でしょう。だから、錯覚したというなら、向こうだって錯覚している、日本人は無条件降伏したと思って占領政策をやっているわけなんだから⁶³⁾。

以上の検討から明らかなことは、鮎川も吉本も、あくまで戦時下・占領下の自身らの「体験」に基づいて当時の様子を議論し、江藤の主張を退けていることである。この点では、敗戦の際に自身が抱いた「感情」を述べていた本多秋五と同様に、両者の議論の焦点はあくまで当時の国内の状況に向けられていると考えてよい。

(3) 磯田光一の「無条件降伏」解釈

「主観的な想い」

これまで見てきたように、江藤の「無条件降伏」説への批判に対しては、様々な論者が「感情」や「定義」あるいは「体験」の面から、疑問や違和感を表すこととなった。ただし江藤の主張を的確に掬い上げ、解説を試みた論者がいなかったわけではない。

ここではその例として、文芸評論家・磯田光一の見解を検討したい。江藤が国家と国家の「関係」という観点から、「無条件降伏」説を執拗に批判したのに対して、磯田は、「無条件降伏」論争をきっかけとして、江藤とは別の観点から「無条件降伏」説に強い関心を抱いた文芸評論家であった。磯田が重視するのは、敗戦当時の日本人の「主観的な想い」である。

磯田は、『無条件降伏』を『ポツダム宣言』と直接に関連させてとらえるかぎり、江藤氏のほうが正しい」と、本多との議論において江藤に利があると述べる⁶⁴⁾。

その一方で、「法的条項からみて誤りである『常識』が、三十数年にわたって日本人の心を領有し、歴史を創るバネとさえなってきたということ、これは『常識』の内容にかかわりなく、動かすことのできない『事実』問題である」と指摘し、法的には「誤り」のはずの日本の「無条件降伏」という認識が、なぜ戦後社会で「常識」になったのか、その「事実」に着目するように呼びかける⁶⁵⁾。

磯田は、この疑問を戦後社会での「無条件降伏」という用語の使用法に着目して解説していく。磯田によれば、「本多氏が『無条件降伏』を主張するとき、『無条件』に『降伏』させられたという含みの、いわば普通名詞の色調をもって『無条件降伏』という言葉が使われている。これでは『ポツダム宣言』の条文を中心に論を立てている江藤氏と話が噛みあう余地はない」こととなる⁶⁶⁾。

したがって本多の用法での「無条件降伏」とは、本稿でこれまで見てきたように「『無条件』に『降伏』させられた」という無条件受諾の意味で使われるこ

ととなる。一方、ポツダム宣言の「条文を中心に論を立て」る江藤の用法では、あくまで日本の降伏は宣言の条文に基づく「有条件降伏」であって「無条件降伏」ではないため、「話が囁みあう余地はない」のである。

磯田は、両者の違いを「文学的」に以下のように表現している。

本多氏の立場は、「底流」「思想」等を問題にしても国内的な実感の領域に中心が置かれ、厳密な意味での国際緊張の問題は二次的なものとなる。これにたいして、国際法の相互拘束性を重くみる江藤氏の立場には、国家は他の国家によって、たえず相対化にさらされているという認識がある。比喩的な表現をお許し願うとすれば、本多氏の感性は文学的には「私小説」の感性に近く、江藤氏の感性は実感を「他者、（あるいは他国）によって相対化する契機を含んでいるがゆえに、小林秀雄のいう「社会化した私」に通じるものを含んでいるのである⁶⁷⁾。

つまり磯田によれば、本多らは「国内的な実感の領域」から、日本の敗戦を無条件降伏と捉える。一方で、「国際法の相互拘束性」を重視する江藤は、「国家は他の国家によって、たえず相対化にさらされているという認識」から「無条件降伏」説への批判を展開するため、議論がすれ違うことになる。こうして磯田は、本多と江藤の違いを、純粋に「自己」の体験・思考を記す「私小説」的な視点と、「他者」との相対化の中での「自己」という「社会化した私」（小林秀雄「私小説論」⁶⁸⁾）の視点として対置するのである。

興味深いことは、磯田が「江藤淳氏とかなり一致している」にも関わらず、「その客観的な正しさは、空間の内部の制約のなかにあった個々の人間の、主観的な想いのすべてをとらえているといいきれぬであろうか」として、「主観的な想い」を考慮する必要から江藤と立場を異にすることである⁶⁹⁾。

磯田は、本多のような無条件降伏の用法を「『降伏条件の無条件受諾』という解釈にもとづく歴史的概念」として、「戦後空間の内側にある何ものかを考慮に入れた註記」に基づく慣用語と位置づける。つまり磯田は、こうした用法を「国民心理の感觸としては、『ポツダム宣言』受諾における受諾の強制力のインパクトをあらわすもの」とし、「主観的な恣意性にもとづく認識上の錯誤」ではあっても「戦後精神史の心理的現実の象徴でありえた」として擁護するのである⁷⁰⁾。

その上で、「無条件受諾」としての「無条件降伏」という用法に込められた意味を以下のように解釈している。

「ポツダム宣言」条項の受諾によるかぎり、ドイツとは異なる有条件降伏であることを国民は了解しながらも、「ポツダム宣言」の受諾にまつわる連合国の圧力を、「強制による平和」として国民は感受していたと考えられる。それは空間の外部の客観的事実からみれば、主観的かつ感性的な理解にすぎなかった。しかし占領軍の強制による用語「無条件降伏」は、客観的には錯誤を含んでいたにもかかわらず、その用語を使った国民のほうに、占領のもたらした屈辱感を明視する意思を、ひそかにこの言葉のうちにつけ加えていたと思われる⁷¹⁾。

このように磯田は、「戦後空間の外部の検証に耐えるように、再解釈によって真意を伝える」という対処の仕方もありうる」として、戦後社会に浸透した無条件降伏という概念を「国民心理の屈折感」から捉える必要を唱える⁷²⁾。

こうした磯田の見解に立てば、ポツダム宣言の受諾による日本の降伏は、「法的条項」から見ると「有条件降伏」であり、江藤の主張が正しい。しかし、そうした見解のみに立った場合、日本の降伏を「無条件降伏」とあえて見なした当時の日本人の「占領のもたらした屈辱感を明視する意思」が捉えられない

こととなる。このため磯田は、無条件降伏という表現を、当時の日本人の「主観的な恣意性にもとづく認識上の錯誤」を反映した「歴史的概念」として解釈する必要性を訴える。

重要なことは、磯田が日清戦争後の三国干渉を例に挙げ、敗戦当時の「国民心理」を投影した「『無条件降伏』〔という用法(引用者)〕のうしろに『臥薪嘗胆』をみてい」ることである⁷³⁾。

磯田は、「三国干渉についての客観的な認識の深化は、『臥薪嘗胆』という用語を生んだ国民心理のリアリティーを、より深くとらえる助けになるであろうか」として、「客観的認識からの逸脱が、国民心理の屈折感を形づくっていたのであって、同じような事態は第二次大戦後の日本についても、ある程度は指摘できる」とする。こうして磯田は、「戦後の空間の内側に成立した『無条件降伏』は、降伏についての認識だけでは還元できない心理的な根拠をもっている」として、「空間の外部にも通じるような註記を念頭に置いて、そのテキストを読み、歴史のうちに位置づけてやること」を提案するのである⁷⁴⁾。

以上の検討から明らかなことは、磯田が「法的条項」から「ポツダム宣言」を捉える江藤の主張に理解を示しつつも、無条件降伏という表現を「国民心理の屈折感」からあえて用いた敗戦当時の日本人の「主観的な想い」を重視し、江藤とは立場を異にすることである。

磯田にとって重要なのは、三国干渉における「臥薪嘗胆」の例が示すように、「客観的な認識の深化」以上に「国民心理のリアリティー」をいかに捉えるかという点である。「客観的認識からの逸脱が、国民心理の屈折感を形づくっていた」とするならば、無条件降伏という認識に示される「屈折感」こそ、磯田にとって問うべき論点であったといえるだろう。

むすびにかえて

本稿で検討してきたように、江藤淳は、1977(昭和52)年の対談企画「もう一つの戦後史」を経て、自

身の立場を「有条件降伏」論者へと「転向」し、「無条件降伏」説への批判を展開するようになった。その批判がGHQ占領期における「戦後文学」に対する否定的評価と密接に絡みながら行われたことから、「戦後文学」を代表する文芸評論家・本多秋五が、江藤の主張に異議を唱え、事態は論争へと発展した。

「無条件降伏」論争を振り返ると、以下の3点を指摘することができる。

第一に、江藤の主張に対しては、その議論に一定の意義を見出す者はいたものの、様々な疑問や反論、留保が示され、明確な支持が表明されなかった点である。

つまり「無条件降伏」論争当時、第2次大戦での日本の降伏形態をめぐる、それが無条件降伏だったのか否かという論点は、賛否両派で議論が白熱するという意味での争点には、結局なり得なかったということである。江藤の問題提起とその後の展開は、「無条件降伏」説という「戦後史についての通説」(『もう一つの戦後史』あとがき)へのあくまで江藤個人による挑戦という構図であった。

それでは、なぜ江藤の主張は明確な支持を得なかったのか。この点については、敗戦時、すでに成年に達していた本多(1908年生)や細谷千博(1920年生)、鮎川信夫(1920年生)、吉本隆明(1924年生)と、未成年であった江藤(1932年生)や磯田光一(1931年生)らの年齢差、世代の差が関係している。具体的には、日本の降伏を考える際の立脚点の違いである。

本多ら敗戦時すでに成年であり、一定の社会的役割を担っていた人々が、日本の降伏を考える際に基準とすることは、敗戦を通じて、戦時下の状況からいかに日本社会が変化したかということである。つまり彼らの場合、日本の降伏が無条件降伏だったか否かを判断する立脚点は、敗戦前の社会状況と占領期との対比である。

歴史学者ジョン・ダワーは、GHQの占領統治を「新植民主義的な革命」と呼び、「そうでもしなければ決して実現できないような進歩的な改革を、

日本の支配構造のなかに無理やり導入し、制度として定着させた」と指摘する⁷⁵⁾。戦時体制からこうした「革命的な占領統治への変化を経験した本多らからすれば、ポツダム宣言の受諾が、実は日本側の条件闘争を可能とする「有条件降伏」だったと言われたところで、敗戦後の実態を知らない「資料万能主義」（対談「文学の戦後」）にしか映らなかったのではないだろうか。

一方、敗戦時にまだ未成年だった江藤にとって、本多らのように敗戦前の社会状況と占領期を対比する視点から日本の降伏を考えることは、現実感に乏しかったのではないか。江藤の場合、日本の降伏を考える際の立脚点は戦後社会からの視点である。つまり戦後社会から見た日本の降伏であり、具体的には公文書などの「資料」や政府関係者からの証言に基づいて、日本の降伏を考えたのである。

このような江藤の立場からすれば、日本の降伏形態を判断する基準は、戦時下・占領下の日本社会の実態ではなく、客観的な「資料」や証言から見て、敗戦の過程をどう捉えるかということであった。こうして江藤は、「有条件降伏」論者に「転向」し、それまで自身も受け入れていた「無条件降伏」説を「謬説」（「ポツダム宣言を正確に読め」）と批判するに至ったのである。

江藤の主張が明確な支持を得られなかったのは、江藤とほかの論者との間に、このような年齢差、世代の差に起因する日本の降伏を考える際の立脚点の違いがあったためと考えられる。

第二に、「無条件降伏」論争の背景には、1970年代の日本社会における人口構造の変容があった点である。

当時の日本社会を考える上で重要なことは、全人口のうち「戦後生まれ」（1945年8月15日以降生まれ）が、1976年の段階で過半数に達していることである⁷⁶⁾。戦後しか知らない世代が社会の多数派となる中で、1970年代後半からは、新聞の終戦記念日に関する記事の見出しに、戦争体験の「風化」を掲げるものが散見されるようになる⁷⁷⁾。このような状況

下で起こったのが、「無条件降伏」論争であった。

江藤の問題提起が、知識人からの明確な支持こそ得られなかったものの、論争という形で波紋を拡げたのは、「戦後生まれ」が過半数となり、戦争体験の風化が進む中で、戦時下・占領下の出来事が相対化され、歴史的に再検討される素地が、日本社会に生まれつつあったことを暗示していたのではないか。これは福田恆存が「有条件降伏」説を唱えた1965年当時とは、明らかに異なる点であった。

つまり「無条件降伏」論争は、戦争体験の風化が進み、戦時下・占領下の出来事をめぐる戦後の社会認識が揺れ動く過渡期に起こった論争であった。江藤の主張をめぐって論争化した背景には、こうした戦後社会の変容があったのである。

第三に、「無条件降伏」論争が、無条件降伏という概念の定義や前提がそもそも一致せず、議論が噛み合わないまま推移していった点である。

本稿で見たように、江藤による「無条件降伏」説への批判は、「感情」「定義」「体験」および「主観的な想い」といった観点から様々な反応を招いた。こうした多様な反応は、そもそも無条件降伏という概念が一体何を意味するのか捉えがたいことに、少なからず起因するといえるだろう。

なお、無条件降伏に関して日本政府は、2007年の質問主意書に対する答弁書で、「定義について一概にお答えすることは困難である」とし、日本の降伏形態についても「様々な見解があると承知している」と答えている⁷⁸⁾。このように日本政府の見解を確認しても、無条件降伏をめぐる認識に一致点が見出せない戦後社会の状況は、江藤らの議論から半世紀近く経った今日でも、依然続いていると考えられる。

「無条件降伏」論争以降、江藤は占領期への関心をさらに深め、1979年10月から翌年7月までは、国際交流基金派遣研究員として米国ワシントンDCのウィルソン研究所に赴き、「占領史関係の一次資料の検索と検討に没頭」するなど、占領期研究に注力するようになる⁷⁹⁾。折しも、江藤が占領期研究を開始した1970年代後半は、政府文書公開の「30年ルール」

に合わせ、GHQ 占領時代の公文書が公開されるようになった時期と重なっていた⁸⁰⁾。

最初にも触れたように、今日の研究水準に照らせば、江藤の占領期研究には多くの問題点がある。ただし「無条件降伏」論争が、江藤の言論活動において大きな転機であったことは言うまでもない。同論争以降の江藤の議論や日本の言論空間における反応については、別稿で論じる予定である。

注

- 1) 「当用憲法論」『福田恆存全集』第6巻(文藝春秋, 1988年) 157-158頁。『潮』1965年8月号初出。
- 2) なお、福田と同じ時期に「有条件降伏」説を唱えた論説に、三村文男「ポツダム宣言受諾は無条件降伏であったか 戦後史最大の矛盾について」(『歴史評論』176号, 1965年4月)がある。三村論文は、福田とは逆に護憲の観点から「有条件降伏」説を展開している。
- 3) 加藤典洋『アメリカの影』(河出書房新社, 1985年), 高澤秀次『江藤淳 神話からの覚醒』(筑摩書房, 2001年), 西川長夫「江藤淳における「戦後」と「日本回帰」無条件降伏論争をめぐって」『日本回帰・再論 近代への問い, あるいはナショナルな表象をめぐる闘争』(人文書院, 2008年)。
- 4) 五百旗頭真「「無条件降伏」とポツダム宣言」(『国際法外交雑誌』79巻5号, 1980年12月), 同『米国の日本占領政策 戦後日本の設計図』上下(中央公論社, 1985年), 鈴木多聞「『終戦』の政治史 1943-1945」(東京大学出版会, 2011年), 藤田宏郎『米国と日本の天皇制 1943-1946』(晃洋書房, 2018年)。
- 5) 浜崎洋介『福田恆存 思想の「かたち」イロニー・演説・言葉』(新曜社, 2011年), 川久保剛『福田恆存 人間は弱い』(ミネルヴァ書房, 2012年), 小川原正道『小泉信三 天皇の師として, 自由主義者として』(中公新書, 2018年), 服部龍二『高坂正堯 戦後日本と現実主義』(中公新書, 2018年)など。
- 6) 例えば, 米原謙『日本政治思想(増補版)』(ミネルヴァ書房, 2017年), 長妻三佐雄, 植村和秀, 昆野伸幸, 望月詩史編著『ハンドブック近代日本政治思想史 幕末から昭和まで』(ミネルヴァ書房, 2021年)。
- 7) 例えば, 小熊英二『〈民主〉と〈愛国〉 戦後日本のナショナリズムと公共性』(新曜社, 2002年)の第15章「「屍臭」への憧憬」参照。
- 8) 平山周吉責任編集『(Kindle版) 江藤淳全集』(VOICE OF GHOST, 2022年より刊行中)。
- 9) 川久保剛「戦後の政治と文学 現代保守の原点としての江藤淳」(長妻ほか編著『ハンドブック近代日本政治思想史』) 282-284頁。
- 10) 同284頁。
- 11) 山本武利『GHQの検閲・諜報・宣伝工作』(岩波現代全書, 2013年) 197-198頁, 賀茂道子『GHQは日本人の戦争観を変えたか 「ウォー・ギルト」をめぐる攻防』(光文社新書, 2022年) 185-186頁。
- 12) 斎藤禎『江藤淳の言い分』(書籍工房早山, 2015年) 259-260頁。
- 13) 江藤淳を扱った近年の企画として, 中島岳志, 平山周吉監修『江藤淳 終わる平成から昭和の保守を問う』(河出書房新社, 2019年)参照。
- 14) 江藤淳『もう一つの戦後史』(講談社, 1978年) 9頁。
- 15) 同上。
- 16) 「戦後と私」『続江藤淳著作集』第1巻(講談社, 1973年) 221頁。『群像』1966年10月号初出。なお江藤の旧居所在地の実際については, 平山周吉『江藤淳は甦える』(新潮社, 2019年) 64-67頁。
- 17) Schmitt, Michael N. (2009, October), "Debellatio", *Max Planck Encyclopedias of International Law*, from Oxford Public International Law (<http://opil.ouplaw.com>), 2023年2月1日閲覧。日本語訳は引用者による。
- 18) 江藤『もう一つの戦後史』172頁。
- 19) 同173頁。
- 20) 江藤淳「もう一つの戦後史 第5回」(『現代』1977年5月号) 227頁。なお書籍化に際し, この部分は以下のように変更されている。「いかにも日本軍は無条件降伏を余儀なくさせられたが, 日本政府はポツダム宣言に明示された「条件」を受諾して降伏したのであり, この「条件」は連合国側をも拘束する協定の「条件」と看なし得るので, 当然なにもかも占領当局のいいなりになる必要はな

- い。新しいパワー・ゲームは、この限られた「条件」を拡大していかにして完全な主権を回復するかというゲームでなければならず、そのためには日本政府は、瞬時たりとも占領当局との接触が異質な他者との接触であることを忘れてはならない。」（江藤『もう一つの戦後史』138頁）。
- 21) 曾禰との対談から林との対談の間で、江藤が「無条件降伏」論者から「有条件降伏」論者へと「転向」した点について、加藤197頁参照。ちなみに曾禰との対談は1977年3月12日、林との対談は同年4月11日に行っており、この1ヶ月間に「転向」したと推測できる。「江藤淳年譜」『新編江藤淳文学集成』第5巻（河出書房新社、1985年）476-477頁。なお江藤は林との対談のなかで、「デベラチオ」という概念を『日本国憲法制定の由来』で知ったと述べている（江藤『もう一つの戦後史』172頁）。憲法調査会憲法制定の経過に関する小委員会編『日本国憲法制定の由来 憲法調査会小委員会報告書』（時事通信社、1961年）。
- 22) 「安保闘争と知識人」『江藤淳著作集』第6巻（講談社、1967年）35頁。『朝日新聞』（以下、『朝日』）1965年8月17日夕刊初出。なお、本稿で言及する新聞記事は、各社ともに東京発行版に基づく。
- 23) 江藤『もう一つの戦後史』475頁。
- 24) 江藤淳『全文芸時評』下巻（新潮社、1989年）383-384頁。『毎日』1978年1月24日夕刊初出。
- 25) 同384-385頁。なお江藤が、平野の文章を問題視した背景について平山周吉は、加藤『アメリカの影』に触れつつ、江藤が1974年に書いた英文が、平野の記述と類似していた点を指摘している。平山648頁。
- 26) 江藤『全文芸時評』下巻385頁。
- 27) 同203頁。『毎日』1975年3月27日夕刊初出。
- 28) 同237頁。『毎日』同年11月25日夕刊初出。
- 29) 大澤聡「基調報告 批評とメディア 「史」に接続するためのレジュメ」（東浩紀監修、市川真人、大澤聡、福嶋亮大『現代日本の批評 1975-2001』講談社、2017年）22頁。
- 30) 江藤淳「戦後史の袋小路」『忘れたことと忘れさせられたこと』（文春文庫、1996年）215頁。『週刊読書人』1978年5月1日号初出。
- 31) 川村湊によると、戦後派文学は、第1次と第2次に分かれ「第一次には、野間宏、武田泰淳、椎名麟三、梅崎春生、埴谷雄高、堀田善衛などの作家が挙げられ、第二次には大岡昇平、三島由紀夫、安部公房などが挙げられる」。一方で、「評論の分野では『近代文学』の同人、平野謙、本多秋五、荒正人、小田切秀雄などが戦後派と目される」という。川村湊「戦後派文学」imidasウェブサイト『時事用語事典』（<https://imidas.jp/genre/detail/L-103-0012.html>）、2023年2月1日閲覧。
- 32) 野上元「再演される「東京裁判」 一九七〇／八〇年代の江藤淳と映画『東京裁判』（坪井秀人編著『戦後日本文化再考』三人社、2019年）115頁。
- 33) 江藤「戦後史の袋小路」213頁。
- 34) 江藤淳「ポツダム宣言を正確に読め」『忘れたことと忘れさせられたこと』218-219頁。『サンケイ新聞』1978年8月10日朝刊初出。
- 35) 久野収、本間長世「対談「戦後論争、をどう生かすか」『毎日』1978年12月27日夕刊4面。
- 36) 加藤典洋はこの点を挙げ、「結局のところ、江藤はポツダム宣言の受諾の法的意味を問い、日本は連合国と対等の立場を失わない降伏をしたにもかかわらず、いつのまにか、そうではないような『常識』が蔓延してしまった、その根源をつきとめなければ、戦後の閉塞状況の打開はできない、というように問題をたてた」と整理している。加藤202頁。
- 37) 本多秋五「「無条件降伏」の意味」（『文藝』17巻9号、1978年9月）194頁。
- 38) 同195頁。
- 39) 同196、198頁。
- 40) 同198頁。
- 41) なお、日本の降伏を「無条件受諾」という意味で「無条件降伏」と表現する事例は、当時の日記や回想などを確認すると敗戦直後にも幅広く見られる。例えば、敗戦時は医学生だった作家・山田風太郎の日記では、1945年8月15日、玉音放送の内容を居合わせた人に確認された際、山田は「あれはポツダム共同宣言だ。米国、英国、蒋介石の日本に対する無条件降伏要求の宣言をいっているんだ」と述べて、日本が「共同宣言を受諾」したことを「無条件降伏」と捉えていたことが分かる。山田風太郎『（新装版）戦中派不戦日記』（講談社

- 文庫, 2002年) 414頁。
- 42) 江藤『全文芸時評』下巻422頁。『毎日』1978年8月28日夕刊初出。
- 43) 同423-424頁。
- 44) 同424頁。
- 45) 江藤「ポツダム宣言を正確に読め」217頁。
- 46) 本多秋五「江藤淳氏に答える(上)」(『毎日』1978年9月7日夕刊5面), 同「江藤淳氏に答える(下)」(『毎日』同年9月8日夕刊7面), 江藤淳「再び本多秋五氏へ」(『毎日』同年9月18日夕刊5面), 本多秋五「再び江藤淳氏へ」(『毎日』同年9月19日夕刊4面), 解説記事「波紋呼ぶ無条件降伏論争」(『朝日』同年9月16日夕刊5面)。なお同論争に関連して, 作家・中上健次らによる「戦後と私」と題する寄稿記事が, 同年9月~12月の間に『毎日』夕刊の学芸欄に不定期に掲載された。
- 47) 主権の問題に関して文芸評論家・柄谷行人は, 論争当時, 江藤の主張を「ナショナリズムからくるのではなく, 逆に西欧的な発想からきている」とし, そうした発想は「何が主語(主権)であるかを文法的に明確にせずにはいない」と指摘した。さらに「国家や権力は, たんなる暴力装置ではなく, またたんなる幻想でもなく, こうした法=文法的な論理の積みあげに存する」という観点から, 「江藤氏がいわんとするのは, われわれがすくなくともそのような他者とともに, むしろそのなかに存在しているという事実である」として, 江藤の主張を, 「法=文法的な論理」を軸に読み解いている。柄谷行人『反文学論』(冬樹社, 1979年) 172頁。『東京新聞』1978年6月28日夕刊初出。
- 48) 江藤淳(聞き手:千本健一郎)「にんげん訪問今こそ〴〵神話の時代。に引導を渡すべきだ 本多秋五氏の「戦後」固定論を駁す」(『朝日ジャーナル』1978年10月20日号) 81頁。
- 49) 同83, 85頁。
- 50) 江藤淳「文学と私」『崩壊からの創造』(勁草書房, 1969年) 551頁。『われらの文学 江藤淳 吉本隆明』巻末エッセイ「わたしの文学」(講談社, 1966年) 初出。高澤39-40頁。
- 51) 江藤淳, 小田切秀雄「(対談) 日本文学の進路をめぐって」『崩壊からの創造』89頁。『群像』1965年6月号初出。
- 52) 本多秋五(聞き手:千本健一郎)「にんげん訪問戦後文学「仇花」論をただす 江藤淳氏の〴〵挑戦。に應えて」(『朝日ジャーナル』1978年10月6日号) 83頁。
- 53) 同83-84頁。
- 54) 外務省編, 江藤淳解説『終戦史録』全6巻(北洋社, 1977-78年)。
- 55) 江藤淳編『終戦を問い直す』(『終戦史録』別巻)(北洋社, 1980年) 113頁。
- 56) 同116頁。
- 57) 同117頁。
- 58) 同上。
- 59) 同117, 118, 120-121頁。
- 60) 吉本隆明, 鮎川信夫対談「文学の戦後」『吉本隆明全対談集』第6巻(青土社, 1988年) 103-104頁。同『対談文学の戦後』(講談社, 1979年) 初出。
- 61) 同111頁。
- 62) 同111頁。
- 63) 同104頁。
- 64) 磯田光一「『無条件降伏』論争と文学 事実問題を中心に」『磯田光一著作集』第4巻(小沢書店, 1991年) 531頁。『文藝』18巻1号(1979年1・2月) 初出。なお, 国際法学者・高野雄一も, 国際法の観点から当時「無条件降伏」論争を取り上げ, 「無条件降伏を否定する江藤氏が正しい」と指摘している。ただし高野は, 江藤が敗戦時の日本と連合国をポツダム宣言の履行上, 「対等」な関係だったと捉えていることを挙げ, 「あたかも対等な国家関係であるべきかのように考え, 占領行政の一方性を問題にするのは誤りである」と述べ, 江藤の解釈を退けている。高野雄一「無条件降伏論争の問題点 上 降伏と占領の性質」『朝日』1978年10月2日夕刊9面。
- 65) 磯田「『無条件降伏』論争と文学」532頁。
- 66) 同上。
- 67) 同533頁。
- 68) 小林秀雄「私小説論」『小林秀雄全集』第3巻(新潮社, 2001年)。『経済往来』1935年5月号初出。
- 69) 磯田光一「戦後空間の内と外 歴史的概念としての『無条件降伏』」『磯田光一著作集』第4巻(小沢書店, 1991年) 555, 553頁。『文學界』1981年4月号初出。

- 70) 同552, 554頁。
- 71) 同556頁。
- 72) 同557, 556頁。
- 73) 同555頁。
- 74) 同556, 557頁。
- 75) ジョン・ダワー（三浦陽一, 高杉忠明訳）『増補版 敗北を抱きしめて』上巻（岩波書店, 2004年）284頁。
- 76) 「「戦後生まれ」が過半数 進む高齢化社会 昨年の人口推計」『朝日』1977年5月2日朝刊3面。
- 77) 例えば, 全国戦没者追悼式の様子を伝える『朝日』の8月15日夕刊1面の記事の見出しを数年分示すと, 「風化せぬ あの悲しみ」(1977年), 「平和への誓い胸に」(1978年), 「風化させまい不戦の誓い」(1979年), 「戦争体験風化の中で」(1980年)と, 1978年を除き, 戦争体験の「風化」を見出し
- に掲げている。また, 年を追うごとに「風化」の表現が強まっていくことも示唆的である。
- 78) 「衆議院議員鈴木宗男君提出無条件降伏の定義に関する質問に対する答弁書」([https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_t.nsf/html/shitsumon/pdfT/b166022.pdf/\\$File/b166022.pdf](https://www.shugiin.go.jp/internet/itdb_shitsumon_pdf_t.nsf/html/shitsumon/pdfT/b166022.pdf/$File/b166022.pdf)), 2023年2月1日閲覧。
- 79) 「江藤淳年譜」478-479頁。この時期の江藤の活動は, 野上「再演される「東京裁判」」参照。
- 80) 長谷川貴志「戦後外務省の文書管理 占領期から外交権回復後を中心に」(『国文学研究資料館紀要』45号, 2014年), 服部龍二「三〇年ルールの起源と外交記録公開」(『外交史料館報』32号, 2019年)参照。なお, 戦後の外務省文書に関する最初の「外交記録公開」が実施されたのは1976年5月31日である。

Jun Eto and the “Unconditional Surrender” Controversy: Focusing on the Disparity in Perceptions of the Form of Japan’s Surrender

TAYA Yoheiⁱ

Abstract : This paper focuses on the “Unconditional Surrender” controversy of 1978 and examines the arguments of literary critic Jun Eto and others regarding the form of Japan’s surrender in World War II. Eto argued that Japan’s surrender in World War II was a “conditional surrender” and criticized the perception of “unconditional surrender.” He also denounced “Postwar Literature” developed during the GHQ occupation as “fake flowers.” In response, Shugo Honda, a leading literary critic of “Postwar Literature,” supported the opinion that Japan’s surrender was an “unconditional surrender” and defended “freedom” under the occupation. Thus, the situation developed into a controversy. Although some intellectuals recognized the significance of Eto’s argument, criticism, doubts, and reservations were expressed on the grounds of “feelings,” “definitions,” “experiences,” and “subjective feelings.” In other words, in the “Unconditional Surrender” controversy, the issue of whether Japan’s surrender was unconditional or not never became a point of contention between the two sides, and Eto’s argument never gained clear support. It can be pointed out that this was due to age and generational differences between Eto and other intellectuals, as well as the transformation of postwar society. In addition, the debate over the controversy did not result in unanimous recognition of the concept of unconditional surrender. It is fair to say that this disagreement over the definition of unconditional surrender continues even today.

Keywords : Jun Eto, Potsdam Declaration, conditional surrender, unconditional surrender, Occupied Japan, postwar, linguistic space, intellectuals

i Doctoral Program, Graduate School of Sociology, Ritsumeikan University